

第1章 総則

第1節 計画策定の背景と目的

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としています。
- 桜井市では、平成19年3月に策定した「桜井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づきごみの減量や資源化の促進、適正な処理に取り組んできましたが、同計画の期限を迎えることから今回新たな計画を策定しました。
- 本計画では、国際的な共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」への貢献を目指したごみ処理の実施を図ります。

第2節 計画期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間とします。
- 令和9年度を中間目標年度に設定し、本計画の進捗評価と見直しをします。



第3節 本計画の位置づけ

- 廃棄物処理法等の関連法律や、国や奈良県、桜井市の各種計画を本計画の上位計画と位置付けています。

第4節 関連計画の概要

第四次循環型社会形成推進基本計画

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の計画。第四次計画は平成30年6月に閣議決定。目標年次は令和7年度。1人1日当たりごみ排出量約850g/人・日等の数値目標を設定。

奈良県廃棄物処理計画

- 循環型社会形成を推進するため、県内の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を提示。平成30年3月に第4次計画を策定。目標年度は令和4年度。1人1日当たりごみ排出量約865g/人・日等の数値目標を設定。

桜井市の計画

- 「第6次桜井市総合計画」、「第二次桜井市環境基本計画」、「第二次桜井市地球温暖化対策実行計画」が本計画との関連計画に該当。

第5節 桜井市の概要

- 奈良盆地の中央東南部に位置し、県内の周辺市町については、奈良市、天理市、橿原市、宇陀市、田原本町、明日香村、吉野町に隣接しています。
- 令和2年度の人口は56,643人、世帯数は24,833世帯です。
- 事業所数は小売業が最も多く、次点以降に製造業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスが続きます。従業者数においても小売業が最多になります。

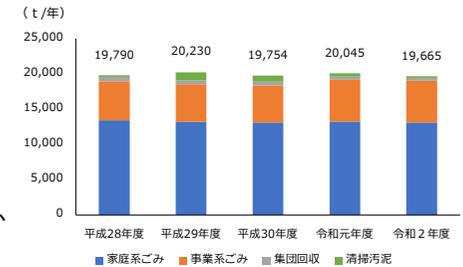
第2章 ごみ処理の現況

第1節 桜井市一般廃棄物処理事業の概要

- 【組織体制】桜井市の一般廃棄物処理事業は環境部が担当しています。環境部には環境総務課、業務課、そして施設課があります。
- 【ごみ処理の概要】昭和32年にオート三輪2台及び手曳車3台によるごみの収集と、市内2ヶ所のバッチ式焼却炉によるごみの焼却処理を開始しました。以降は焼却施設の建て替えや粗大ごみ処理施設等のごみ処理施設の新設、収集体制や収集費用の見直し、資源化に係る助成金制度の運用等を実施してきました。

第2節 ごみ処理等の実績

- 平成28年度から令和2年度までの年間ごみ排出量は右図のとおりです。
- ごみ量合計では年度間での増減はありますが、過去5年間で横ばいの傾向にあります。家庭系ごみは横ばい、事業系ごみは増加、集団回収量は減少の傾向にあります。



- 令和2年度における1人1日当たりごみ排出量は951g/人・日でした。
- ※ 1人1日当たりごみ排出量：家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収、その他一般廃棄物の合計年間量を、当該年度の人口及び年間日数で除して算出
- 桜井市グリーンパークでは、焼却施設でごみの焼却、リサイクルセンターで不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別及び資源ごみの選別を行っています。

焼却施設	施設規模 150 t/日、処理方式：ガス化熔融方式
リサイクルセンター	施設規模 30 t/日

第3節 桜井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成19年3月策定）

- 本計画の前身にあたる前回計画は、平成19年3月に策定されました。令和2年度における家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収等の目標値を設定しています。
- 前回計画と令和2年度の実績値を比較すると、人口や1人1日当たり排出量が実績値の方が少なく、実績値の方が、年間ごみ排出量が少なくなっています。

第4節 課題の抽出

- 桜井市の1人1日当たりごみ排出量（令和元年度：959g/人・日）は、奈良県の令和元年度実績905g/人・日と比較すると多くなっています。
- 再生利用率（リサイクル率）（資源化量÷ごみ排出量）や、最終処分率（最終処分量÷ごみ排出量）も、奈良県の令和元年度実績より下回っています。
- 桜井市の令和元年度における1人当たり年間ごみ処理費用は約25,600円/人・年で、奈良県内自治体の平均約20,800円/人・年より高い傾向にあります。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念・基本方針

- ・廃棄物処理においては、循環型社会の形成に向けて、法整備や関連計画が策定され、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、3R・適正処理等が進められてきました。また、地球温暖化対策に向けて、廃棄物処理分野においても脱炭素に向けた対応が求められています。
- ・これらの廃棄物処理を取り巻く社会的背景を念頭に置き、本計画の基本理念と基本方針を以下のように定めます。また本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」達成の貢献を目指します。

基本理念 持続可能な循環型社会の形成・脱炭素への貢献	
基本方針1：3Rの推進	
<p>ごみ処理における基本的な方針である3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を徹底します。市民・事業者・行政（本市）それぞれの立場における実行方針を明確にします。</p>	
基本方針2：市民・事業者・行政の役割分担の明確化	
<p>ごみ処理は排出、収集・運搬、処理・資源化の工程があり、それぞれで市民、事業者、行政が関与しています。市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、三者が協働して「持続可能な循環型社会の形成・脱炭素への貢献」を実現するための行動を実践していく必要があります。三者の主體的な行動のもと相互に連携しながら協力体制を創りあげます。</p>	
基本方針3：適正なごみ処理・処分の実現	
<p>3Rを徹底してもなお発生するごみについては、適正に処理・処分を行います。可燃ごみや不燃ごみ・粗大ごみ等からの破碎選別可燃物については、焼却施設での焼却処理に伴う熱エネルギーを回収し、発電等を行うことにより、温室効果ガスを削減するなど、脱炭素への貢献に向けて取り組んでいくものとします。</p>	
基本方針4：環境保全・環境美化の推進	
<p>ごみの不法投棄は、河川や山林、海洋等への環境汚染につながります。近年では海洋プラスチック問題として、海岸への漂着ごみや海洋生物への悪影響が、世界的に注目されています。環境保全・環境美化を推進するには、市民一人ひとりの主體的な取組が求められます。本市では環境フェアやリサイクルフェア等のイベントや、大和川の一斉清掃を実施しています。これらの活動を通じて、市民への環境啓発を推進します。</p>	

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み・第3節 目標値の設定

- ・ごみ排出量やリサイクル率の目標は以下のとおり設定します。

◇ 排出量の目標	：家庭系ごみの1人1日当たり排出量（資源物除く）10%削減 事業系ごみの年間排出量 10%削減 ※排出量の目標は、現状趨勢による予測値に対する削減率
◇ 再生利用の目標	：再生利用率（リサイクル率）約11%（令和2年度実績値+1%）

第4節 ごみ排出抑制・資源化に向けた方策

- ・ごみ排出抑制・資源化の促進に向けて、市民、事業者及び行政がそれぞれ果たす役割を、各主体が協働できる協力体制を構築します。

市民	事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制を意識した買物 ・食品ロスの排出抑制 ・生ごみの水切り、自家処理容器の活用 ・不要になったものをフリーマーケット等に出品 ・適切な分別の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・流通・販売における排出抑制 ・電子化による紙使用量の削減、紙類の適切な分別 ・量り売り、小盛メニュー等による食品廃棄物の排出抑制 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制、資源化の促進（広報による周知、優良事業者の取り組み紹介等） ・定期的な展開検査の実施、越境ごみの取り締まり強化による事業者への指導 ・集団回収制度支援 など

第5節 環境負荷削減

- ・不法投棄を防止するため、警察や奈良県等の行政機関、地域との連携を図ります。また、広報や環境啓発活動を通じて、不法投棄防止の促進や罰則等を周知していきます。
- ・「ごみレポート」の発刊や環境フェア・リサイクルフェア等の環境啓発活動を継続的に実施し、市民への啓発を行います。

第6節 収集・運搬計画

- ・ごみの分別・排出ルールの周知徹底、搬入ごみの監視体制強化を図ります。
- ・指定の集積所へのごみ排出が困難な高齢者や障害を持たれた方々へのごみ出し支援「ふれあい収集」について、更なる充実を図るため検討します。
- ・一般廃棄物処理事業者の許可及び処分について、厳正に許可基準及び処分基準等を適用します。

第7節 中間処理計画

- ・桜井市のごみ焼却施設は供用開始から18年が経過しており、施設の老朽化等の課題があることから、「基幹的設備改良工事」により焼却施設の更新を行います。令和7年度より改良後の施設で運営を開始します。
- ・基幹的設備改良工事により焼却施設の省エネルギー化等の運転効率の向上が見込め、また、温室効果ガス排出削減効果が期待できます。

ごみ焼却施設 基幹的設備改良工事の概要	
改良工事後施設規模、処理方式	63t/日（63t/24h×1炉）、ストーカ方式
概算工事費（税込）	約52億円
温室効果ガス排出削減効果	約3,800t-CO ₂ /年(改良前)→約1,300t-CO ₂ /年(改良後)

第8節 最終処分計画

ごみの減量化・資源化により最終処分量の削減に努めます。

第9節 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生時は、災害廃棄物処理に係る各種法令・計画に準拠し、対応します。

第10節 計画の進捗管理

本計画の進捗は、PDCAサイクルにより確認と継続的な改善を図ります。